（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行令の一部改正）

第一条　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「四兆円」を「三兆円」に改める。

（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「七億円」を「三億三千万円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣　菅　**直**人

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第七条第一項の人数を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百号

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第七条第一項の人数を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第七条第一項の人数を定める政令（平成十六年政令第三百七十四号）の一部を次のように改正する。

「二十七人」を「三十六人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百一号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四万六千七百円」を「四万六千六百円」に改める。

第三十四条第一号中「六十六円五十三銭」を「六十五円四十五銭」に改める。

別表第五の下欄中「千七百三十一円八十一銭」を「二千二百七円九十四銭」に、「千百七十一円五十二銭」を「千四百九十三円六十一銭」に、「千六十九円六十五銭」を「千三百六十三円七十三銭」に、「千十八円七十一銭」を「千二百九十八円七十九銭」に、「七百六十四円三銭」を「九百七十四円九銭」に、「百十三円十九銭」を「百四十四円三十一銭」に改める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　平成二十二年三月以前の月分の介護加算額及び平成二十一年度以前の分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　小沢　鋭仁
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

予防接種法施行令及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百二号

予防接種法施行令及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十三条第一項並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十一条及び第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（予防接種法施行令の一部改正）

第一条　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項及び第十三条第四項中「八十三万九千五百円」を「八十三万七千七百円」に、「五十五万九千七百円」を「五十五万八千五百円」に改める。

第十八条中「十九万九千円」を「二十万千円」に改める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正）

第二条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「六万九千九百六十円」を「六万九千八百十円」に改め、同条第二項第一号中「十万四千九百六十円」を「十万四千七百三十円」に改める。

第十九条中「十九万九千円」を「二十万千円」に改める。